

【補助事業】新型コロナウイルス感染症にかかる農林漁業者への主な支援等（令和5年1月23日現在）

※内容については、随時更新をしていく予定です

（お問い合わせ先など）

肉用子牛生産支援対策	和牛生産者臨時経営支援事業	<p>市場で取引される和牛子牛のブロック別平均価格(四半期毎)が発動基準を下回った場合に支援します。</p> <p>【支援対象】肉用子牛生産者補給金制度加入者</p> <p>【実施期間】令和5年1月から12月まで</p> <p>【支援内容】本州関東以西・四国ブロックの四半期毎の平均売買価格が60万円(黒毛和種)を下回った場合、当該平均売買価格と発動基準の差額3/4を支援します。</p> <p>【参考HP】https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_zigyo/attach/pdf/r5chikurakuyosan-11.pdf の最終ページ</p>	<p>県畜産課生産振興班 ☎086-226-7429 または (一社)岡山県畜産協会 ☎086-222-8575</p>
発生畜産農場等における経営継続支援	発生畜産農場等経営継続対策事業	畜産経営者等に新型コロナウイルス感染症が確認された場合、家畜が飼養できなくなるなどの恐れがあるため、代替要員の派遣や農場での感染拡大防止のための消毒等に係る経費を支援	<p>県畜産課 生産振興班 ☎086-226-7429</p>
その他流通・消費対策	和牛肉保管在庫支援緊急対策事業	積み上がった和牛肉の在庫の解消を図るため、販売促進計画を作成した食肉卸販売事業者に対し、保管経費と在庫解消に向けた取組を支援（対象：和牛肉）	<p>県畜産課 経営流通班 ☎086-226-7428</p>
設備投資・販路開拓支援・事業の再構築	小規模事業者持続化補助金 (経済産業省)	<p>販路開拓又は社会経済の変化を踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセス導入等に取り組む小規模事業者(農事組合法人や系統出荷のみが収入となる個人農林漁業者等は本事業の対象外)を支援する制度</p> <p>・補助率:2/3~3/4、補助限度額:50万円~200万円</p> <p>※創業や後継ぎ候補者の新たな取組(創業枠、後継者支援枠)、インボイス発行事業者への転換(インボイス枠)といった環境変化への対応を支援する特別枠あり</p>	<p>最寄りの商工会・商工会議所等へお問い合わせください。</p>
	中小企業等事業再構築促進事業 (経済産業省)	<p>新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する制度</p> <p><対象者>以下の要件をすべて満たす企業・団体等</p> <p>①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等</p> <p>②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等</p> <p>③補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加、または従業員一人当たり付加価値額の年率平均 3.0%以上増加の達成</p> <p><補助額等></p> <p>【中小企業】100万円~8,000万円(卒業枠6,000万円超~1億円) 補助率 2/3(6,000万円超は1/2)</p> <p>【中堅企業】100万円~8,000万円(V字回復枠8,000万円超~1億円) 補助率 1/2(4,000万円超は1/3)</p> <p>※上記以外に原油価格・物価高騰等緊急経済対策枠(上限4,000万円)や、グリーン成長枠(上限1.5億円)などあり</p>	<p>事務局コールセンター (平日9:00~18:00) ☎0570-012-088 ☎03-4216-4080</p>

※事業ごとに要件がありますので、詳細はご確認ください

作成 岡山県農林水産部農政企画課

【資金制度】新型コロナウイルス感染症にかかる農林漁業者への主な支援等（令和5年1月23日現在）

※内容については、随時更新をしていく予定です

区分	減収等により当面の資金繰りにお困りの方	利用可能な資金 農林漁業セーフティネット資金、新型コロナウイルス感染症対策資金等	概要は 下記の とおり
	既往債務の返済にお困りの方	利用可能な資金 経営体育成強化資金、スーパーL資金、畜産特別資金	
	新たに販路拡大や省力化等の施設整備等に取り組みされる方	利用可能な資金 スーパーL資金、経営体育成強化資金、農林漁業施設資金、農業近代化資金、漁業近代化資金、新型コロナウイルス感染症対策資金	
	融資にあたり、保証機関の保証をご希望される方	支援の対象となる資金 農業近代化資金、漁業近代化資金、新型コロナウイルス感染症対策資金、その他農業者向け民間借換資金	

資金制度の概要（新型コロナウイルス感染症による影響を受け、下記の資金を活用する場合の特例措置等）

資金名	対象者	資金用途	限度額	5年間の 実質 無利子化	実質無 担保化	保証料の 5年間 免除	お問い合わせ先	
日本政策金融公庫	農林漁業セーフティネット資金	認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者、集落営農組織など	長期運転資金	・1,800万円 ・年間経費等の18/12(簿記記帳を行っている者で必要と認められる額) 〔融資期間:15年以内(うち据置3年以内)〕	○	○	原則、保証料は必要なし	・(株)日本政策金融公庫 岡山支店 農林水産事業 ☎086-232-3611 ・最寄りの農協、市町村、普及指導センターなど
	スーパーL資金 (農業経営基盤強化資金)	認定農業者	農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金など	個人:3億円(複数部門経営等は6億円)以内 法人:10億円(民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円)以内	○	○		・(株)日本政策金融公庫 岡山支店 農林水産事業 ☎086-232-3611 ・最寄りの農協、市町村、普及指導センターなど
	経営体育成強化資金	主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など	農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金制度資金以外の負債整理資金	タイプによって条件が異なります。	○	○		・(株)日本政策金融公庫 岡山支店 農林水産事業 ☎086-232-3611 ・最寄りの農協、市町村、普及指導センターなど
	農林漁業施設資金	農林漁業業を営む者 農協等	農機具、共同利用施設などの施設資金	農業者:原則、負担する額の80%以内 (用途により上限あり) 団体:負担額の80%	○			・(株)日本政策金融公庫 岡山支店 農林水産事業 ☎086-232-3611
民間金融機関	新型コロナウイルス感染症対策資金 (JAトータルプラン(災害))	新型コロナウイルスの感染拡大により経営に影響を受けた農業者・農業法人	農業経営を復興するための一切の費用	1,000万円 〔融資期間:5年以内(うち据置2年以内)〕	- (JA所定金利から最大年1.0%引下げ)	○	○	最寄りの農協
	【既往借入の借換資金】 JA農業経営維持継続資金(危機対応)	新型コロナウイルス感染症により農業経営に影響が生じている、または生じるおそれのある農協組合員(その他の要件あり)	弁済が困難となることが見込まれる既往借入の弁済に必要な資金(農業関連資金のみ対象)等	借換する既往借入残高の範囲内	JA所定金利	審査により判断	○	最寄りの農協
	農業近代化資金	認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など	農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金など	個人:1,800万円以内 法人・団体:2億円以内等	○	○	○	最寄りの農協
	漁業近代化資金	漁業を営む法人・個人	養殖放流用種苗の購入・育成資金等	・事業費の8割 ・法人:3億6千万円 ・個人:9千万円	○	○	○	最寄りの漁協
	既往借入の借換資金				金利は民間金融機関において決定	○	○	各金融機関

※資金ごとに要件がありますので、詳細はご確認ください

作成 岡山県農林水産部農政企画課

【収入減少・雇用維持】新型コロナウイルス感染症にかかる農林漁業者への主な支援等（令和5年1月23日現在）

※内容については、随時更新をしていく予定です

（お問い合わせ先など）

情報全般	県全体の情報	新型コロナウイルス感染症について(岡山県ホームページ) アドレス: https://www.pref.okayama.jp/page/645925.html	
	感染者が発生した場合	新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン(農林水産省ホームページ) アドレス: https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html	
収入減少	収入保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・原則全ての農産物を対象に、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する制度 ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、販売収入が減少した場合も補償対象 	岡山県農業共済組合(NOSAI岡山) 収入保険課 ☎086-277-5548
雇用維持 (労働力確保)	雇用調整助成金 (厚生労働省)	<p>やむを得ず事業活動を縮小した事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練等を行い、休業手当を支払っている場合、休業手当等の一部が助成される制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成率:大企業 1/2、中小企業 2/3 ・限度額:1人1日 8,355円 <p>※事前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要となる場合があります。 (雇用保険、労災保険の暫定任意適用事務所(被雇用者が4人以下の個人事業主等)) ※令和4年12月以降は通常制度。ただし、業況が厳しい事業主については、一定の経過措置あり。 (支給要件の緩和、日額上限・助成率を通常制度よりも高率とする等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○岡山労働局職業対策課 ☎086-801-5107 ○最寄りのハローワーク ○コールセンター ☎0120-60-3999 ○中国四国農政局経営支援課 ☎086-224-8842
	産業雇用安定助成金 (厚生労働省)	<p>従業員の雇用を維持するため、一時的な出向により、従業員を送り出した場合、または、受け入れた場合、出向に要する初期経費や、出向期間中の賃金の一部が助成される制度</p> <p>①出向運営経費 助成率:中小企業 9/10(解雇あり4/5) 中小企業以外 3/4(解雇あり2/3) 上限額:12,000円/日(出向元・先の合計)</p> <p>②出向初期経費 各10万円/一人当たり(定額)(出向元・先それぞれ) ※要件を満たせば各5万円/一人当たりが加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○岡山労働局職業対策課 ☎086-801-5107 ○最寄りのハローワーク ○コールセンター ☎0120-60-3999
	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金 (厚生労働省)	<p>感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業労働者が休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった場合、労働者の申請により支援金を支給(雇用保険被保険者以外の者も対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成率:6割 ・限度額:8,355円 ・事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者や大企業に雇用されるシフト労働者が対象 ・対象期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日(申請期間は休業した時期により異なる) 	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276 〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置</p>
	農業労働力確保緊急支援事業	人手不足となった経営体が代替人材を雇用する際に必要となる掛かり増し経費等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○中国四国農政局経営支援課 ☎086-224-8842 ○県農産課 担い手育成班 ☎086-226-7420

【納付猶予】新型コロナウイルス感染症にかかる農林漁業者への主な支援等（令和5年1月23日現在）

（お問い合わせ先など）

※内容については、随時更新をしていく予定です

納付猶予

農業保険（収入保険・農業共済）の保険料・掛金等の支払の猶予	加入者からの申出により、分割払や支払期限の延長ができる場合があります。	岡山県農業共済組合（NOSAI岡山） 収入保険課 ☎086-277-5548
農業近代化資金の返済の猶予	現在償還中の農業近代化資金について、政令に定める期限内で償還計画の変更ができる場合があります。	融資機関へお問い合わせください。
漁業近代化資金の返済の猶予	現在償還中の漁業近代化資金について、政令に定める期限内で償還計画の変更ができる場合があります。	融資機関へお問い合わせください。
漁業者の積立ぶらす（漁業収入安定対策）の仮払いや積立の猶予	自己積立金の仮払い、契約時の自己積立金を猶予	全国合同漁業共済組合岡山県事務所 ☎086-262-4443 （お問い合わせ先など）
国税の納税の猶予・地方税の徴収の猶予（証紙徴収の地方税以外のほぼすべての税）	国税及び地方税を一時に納付することが困難な場合であって、要件を満たすときは、1年以内（状況に応じて更に1年間延長される場合があります。）の期間納税が猶予されます。	○最寄りの税務署 ○県民局税務部 ○市町村税務担当課

作成 岡山県農林水産部農政企画課